

八千代市都市公園条例

別表第 4(第 9 条第 3 項)

(昭 55 条例 8・全改, 昭 58 条例 7・昭 61 条例 6・平元条例 14・平 3 条例 26・
平 9 条例 33・平 25 条例 25・令元条例 1・一部改正)

第 3 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる行為をする場合

区分		単位	金額
行商, 募金その他これらに類する行為		1 平方メートル 1 日に つき	110 円
業として行う写真の撮影	常時	1 月につき	3, 900
	臨時	1 日につき	390
業として行う映画の撮影		1 時間につき	1, 500
興行		1 平方メートル 1 日に つき	50
競技会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催し		1 平方メートル 1 日に つき	10

備考

- 1 1 時間未満の端数は, 1 時間として計算する。
- 2 使用面積が 1 平方メートル未満であるとき, 又はその面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは, 1 平方メートルとして計算する。
- 3 1 件の使用料が 100 円未満であるときは, 100 円として計算する。
- 4 使用料の額は, この表により計算した額に消費税等相当額を加えた額とする。ただし, その額に 10 円未満の端数があるときは, これを切り捨てる。